

# 東京都立食品技術センター条例施行規則

平成二年六月三〇日

規則第一一八号

最終改正 平成三〇年三月一五日 規則第五号

## (利用手続)

第一条 東京都立食品技術センター条例（平成二年東京都条例第六十一号。以下「条例」という。）第五条第一項の規定により東京都立食品技術センター（以下「センター」という。）の開放試験室及びその設備の利用の承認を受けようとする者は、利用しようとする日の十日前から当日までの間に、利用申請書（別記第一号様式）を東京都産業労働局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

2 局長は、前項の利用を承認したときは、利用承認書（別記第二号様式）を申請者に交付するものとする。

（平一三規則七五・全改、平成一七規則二四・一部改正）

## (試験等の依頼手続)

第二条 食品工業用原材料等の試験又はその成績証明（以下「依頼試験等」という。）を依頼しようとする者（以下この条において「依頼者」という。）は、試験等依頼書（別記第三号様式）を局長に提出し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の場合において、依頼者は、同時に依頼品を提出しなければならない。

3 局長は、第一項の承諾をしたときは、依頼者に試験等承諾書（別記第四号様式）を交付するものとする。

（平一三規則七五・旧第四条繰上・一部改正）

## (成績書等の交付)

第三条 局長は、前条第一項の規定により依頼を受けた試験については成績書（別記第五号様式）を、成績証明については成績証明書（別記第六号様式）を試験又は成績証明を依頼した者に交付する。

（平一三規則七五・旧第五条繰上・一部改正）

## (依頼品の返還)

第四条 第二条第二項の依頼品は、返還しない。

（平一三規則七五・旧第六条繰上・一部改正）

## (使用料及び手数料の額)

第五条 条例第六条第一項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（平一三規則七五・旧第七条繰上・一部改正）

(使用料及び手数料の徴収委託)

第六条 条例第六条第一項の規定により納入される使用料及び手数料の徴収については、条例第十四条第一項に規定する指定管理者（以下この条において「受託者」という。）に委託する。

2 受託者は、前項の使用料又は手数料を徴収するときは、納入者に対し、口頭により納入の通知をするものとする。

3 受託者は、第一項の使用料又は手数料を徴収したときは、納入者に対し、領収書を交付しなければならない。

4 受託者は、徴収した使用料又は手数料に計算書（別記第七号様式）を添えて、速やかに東京都指定金融機関、東京都指定代理金融機関、東京都収納代理金融機関（日本郵政公社東京貯金事務センターを除く。）又は郵便局（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及び山梨県の区域内に所在する郵便局に限る。）に払い込まなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、使用料及び手数料の徴収の事務について必要な事項は、委託契約で定めるところによる。

(平一三規則七五・旧第八条繰上・一部改正、平一五規則一一九・一部改正、平成一七規則二四・一部改正)

(使用料及び手数料の減免基準)

第七条 条例第六条第二項の規定により使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

一 公益を目的とする団体が都内食品産業の振興等を図るために利用し、又は依頼する場合で、局長が必要があると認めるとき。

二 官公署が公益のために利用し、又は依頼する場合で、局長が必要があると認めるとき。

(平一三規則七五・旧第九条繰上・一部改正、平成一七規則二一九・一部改正)

(使用料及び手数料の減免手続)

第八条 条例第六条第二項の規定により使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、利用申請書又は試験等依頼書を提出する際に、減免申請書（別記第八号様式）を局長に提出し、減免承認書（別記第九号様式）による承認を受けなければならない。

(平一三規則七五・旧第十条繰上・一部改正)

(使用料及び手数料の納入時期)

第九条 使用料及び手数料の納入時期は、次のとおりとする。

一 開放試験室の使用料 利用承認書の交付を受けるとき。

二 依頼試験等の手数料 試験等承諾書の交付を受けるとき。ただし、あらかじめその額を確定できないものについては、成績書の交付を受けるとき。

(平一三規則七五・旧第十一条繰上・一部改正)

(使用料及び手数料の後納手続)

第十条 条例第七条ただし書の規定により使用料又は手数料（前条第二号ただし書に規定する部分を除く。）を後納しようとする者は、第一条第一項の利用申請書又は第二条第一項の試験等依頼書を提出する際に、後納申請書（別記第十号様式）を局長に提出し、後納承認書（別記第十一号様式）による承認を受けなければならない。

（平一三規則七五・旧第十二条繰上・一部改正）

(使用料及び手数料の還付基準)

第十一条 条例第八条ただし書の規定により既納の使用料及び手数料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 使用料 条例第十一条第三号又は第四号の規定により利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命じた場合
- 二 手数料 センターの都合により、依頼試験等ができなかった場合

（平一三規則七五・旧第十三条繰上）

(使用料及び手数料の還付手続)

第十二条 条例第八条ただし書の規定により既納の使用料又は手数料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、還付申請書（別記第十二号様式）を局長に提出しなければならない。

- 2 局長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、還付等決定通知書（別記第十三号様式）により通知するものとする。

（平一三規則七五・旧第十四条繰上・一部改正）

(広告等への名義使用手続)

第十三条 広告、掲示、印刷物等にセンターの試験済その他これに類する文字を使用しようとする者（次項において「名義使用申請者」という。）は、あらかじめ名義使用申請書（別記第十四号様式）を局長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 局長は、前項の承認をしたときは、名義使用申請者に名義使用承認書（別記第十五号様式）を交付するものとする。

（平一三規則七五・旧第十五条繰上・一部改正）

(指定管理者の申請)

第十四条 条例第十五条第一項の規定による申請は、指定管理者指定申請書（別記第十六号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

- 一 定款、寄附行為又はこれらに類するもの
- 二 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- 三 事業計画書
- 四 食品工業技術に関する試験、研究及び調査並びに食品工業技術の指導に関する業務

実績を記載した書類

- 五 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- 六 団体の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平一七規則二四・追加)

(指定管理者の指定の基準)

第十五条 条例第十五条第二項第五号の東京都規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 食品工業技術に関する試験、研究及び調査並びに食品工業技術の指導に関する良好な業務実績を有すること。
- 二 食品工業技術に関する試験、研究及び調査並びに食品工業技術に係る指導育成体制を有すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、センターの適正な管理運営を行うために知事が定める基準

(平一七規則二四・追加)

(指定管理者に関する読替え)

第十六条 条例第十四条の規定により同条第一項の指定管理者がセンターの管理運営に関する業務を行う場合についての第一条の規定の適用については、同条第一項中「東京都産業労働局長（以下「局長」という。）」とあり、及び同条第二項中「局長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七規則二四・追加)

(委任)

第一七条 この規則の施行について必要な事項は、局長が定める。

(平一七規則二四・追加)

附 則

この規則は、平成二年七月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第一一二号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立食品技術センター条例施行規則別記第一号様式、第二号様式及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成三年規則第二九三号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立食品技術センター条例施行規

別記第三号様式、第四号様式、第六号様式、第八号様式、第十一号様式、第十三号様式、第十五号様式、第十七号様式及び第十九号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成四年規則第一五一号）

この規則は、平成四年七月一日から施行する。

附 則（平成八年規則第一二五号）

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都立食品技術センター条例施行規則の規定により使用の申請を受理しているものに係る使用料及び依頼を受けているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年規則第七五号）

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立食品技術センター条例施行規則別記第一号様式、第三号様式及び第五号様式から第十七号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成一五年規則第一一九号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第二四号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都立食品技術センター条例施行規則第六条の規定並びに別記第一号様式及び第二号様式の規定は、平成十八年九月一日（同日前に東京都立食品技術センター条例の一部を改正する条例（平成十七年東京都条例第六十九号）による改正後の東京都立食品技術センター条例第十五条第二項の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成一七年規則第二一九号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第五号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

別表 (平八規則一二五・平一三規則七五・平一七規則二一九・一部改正・平三〇規則五・一部改正)

第一 使用料 (第五条関係)

第二 手数料 (第五条関係)

別記 第1号様式～第15号様式